

# 北九州市消防団応援の店実施要綱

平成29年9月15日

北九消警市第315号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、消防団に対する地域住民の理解を深め、本市消防団への加入を促進することにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ることを目的として、本市に所在する事業所又は店舗等（以下「事業所等」という。）が消防団員及びその同居する家族（以下「消防団員等」という。）に対し、自主的に優遇サービスを提供し、又は消防団活動を支援する北九州市消防団応援の店の実施について必要な事項を定める。

## (登録)

第2条 消防団員等に対し、自主的に優遇サービスを提供しようとする事業所等は、北九州市消防団応援の店登録申込書（第1号様式）により、市長に登録を申し込むものとする。ただし、次に掲げる事業所等については、登録を行わないこととする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に規定する営業の許可、又は営業等の届出を要する事業所等
- (2) 北九州市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する事業所等
- (3) 宗教活動及び政治活動を行う事業所等
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面による販売を前提としない事業所等
- (5) 前各号に定めるもののほか、公序良俗に反するなど市長が適当でないと認める事業所等

2 前項の申し込みは、原則として事業所等ごとに行うものとする。ただし、事業所等が市内に複数ある場合は、第1号様式（別紙）により一括して申し込むことができる。

3 市長は、北九州市消防団応援の店登録管理簿（第2号様式）を備え付け、事業所等の名称及び所在地等の必要事項を記録するものとする。

## (登録証及び表示証)

第3条 市長は、前条の規定により登録を行った事業所等（以下「応援事業所」という。）に対し、北九州市消防団応援の店登録証（第3号様式。以下「登録証」という。）及び北九州市消防団応援の店表示証（第4号様式。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 応援事業所は、当該事業所の見えやすい場所に表示証を表示することができる。

2 応援事業所は、表示証の寸法を同率に拡大又は縮小したもの、又は「北九州市消防団応援の店」の文字をパンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、電磁的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像、その他に表示することができる。

(応援事業所の公表)

第5条 市長は、応援事業所の名称等をホームページ等により公表するものとする。

(優遇サービスの提供等)

第6条 優遇サービスの提供又は消防団活動の支援内容については、それぞれの応援事業所が任意に定める。

(カードの交付等)

第7条 市長は、消防団員に北九州市消防団応援の店カード（第5号様式。以下「カード」という。）を交付する。カードは、消防団員等以外の者に譲渡又は貸与してはならない。

2 消防団員等は、優遇サービスを受けようとするとき、応援事業所にカードを提示しなければならない。

3 消防団員は、カードを紛失したとき、市長に報告しなければならない。

4 消防団員は、消防団を退団したとき、市長にカードを返納しなければならない。

(登録内容の変更)

第8条 応援事業所は、事業所等の名称又は所在地を変更したときは、市長に北九州市消防団応援の店登録内容変更届出書（第6号様式）を提出しなければならない。

(登録の廃止)

第9条 応援事業所は、事業を廃止したとき、又は優遇サービスの提供若しくは消防団活動の支援を停止したときは、市長に北九州市消防団応援の店登録廃止届出書（第7号様式）を提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第10条 市長は、応援事業所から前条の届出があったとき、又は応援事業所が偽りその他の不正な手段により登録証及び表示証の交付を受けたとき、若しくは第2条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条に規定する登録を取り消すものとする。

2 前項の規定により、登録を取り消された事業所等は、速やかに第4条による表示を取りやめ、市長に登録証及び表示証を返納しなければならない。

(登録の継続)

第11条 応援事業所から第9条の規定による登録廃止の届出がない場合、登録を継続するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年12月8日から施行する。